

[別紙1]

幼保一体化に向けた幼児教育・保育相互理解研修事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (県が別に通知する日まで)

○交付申請は下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (県が交付申請を受理した日から原則30日以内)

3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出
(事業完了・廃止・中止から30日目又は翌年度の4月20日のいずれか早い日)

6. 額確定通知到着

◎補助金の支払い

資料提出・問い合わせ先 鳥取県教育委員会事務局 小中学校課
鳥取県鳥取市東町一丁目271番地
0857 - 26 - 7915 shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp